

## 第6章 生活環境の整備

### (1) 上下水道

#### < 現況と問題点 >

本市の水道普及率は、一部の区域外地域を除き 100%となっており、特に水源水質や安定供給が懸念されていた簡易水道の統廃合を積極的に推進し、安全で安定した水道水の供給に努めてきました。本市水道事業の管路総延長は、約 900km に及び、そのうち法定耐用年数（40 年）を超過した管路延長は 68km となっています。また、脆弱で漏水の原因とされる鑄鉄管（CIP）は 1.7km 程度ですが、耐震性の低い塩化ビニル管（VP 等）は約 560km と、管路総延長の約 62% を占めています。これらの老朽管及び非耐震管に関しては、計画的に更新を行っていく必要があります。

#### 【本市の水道施設の状況（令和3年度現在）】

地域	施設	行政 区域内 人口	給水区域内		整備人口		普及率 全体 b/a
			戸数	人口 a	戸数	人口 b	
八幡	15 給水区	12,968	5,385	12,845	5,385	12,845	100.00%
大和	3 給水区	6,380	2,203	6,301	2,203	6,301	100.00%
	区域外地域		41	99	0	0	0.00%
	計		2,244	6,400	2,203	6,301	98.45%
白鳥	6 給水区	10,720	4,008	10,720	4,008	10,720	100.00%
高鷲	4 給水区	3,016	1,084	2,980	1,084	2,980	100.00%
	区域外地域		27	36	0	0	0.00%
	計		1,111	3,016	1,084	2,980	98.81%
美並	5 給水区	3,895	1,381	3,990	1,381	3,990	100.00%
	区域外地域		2	3	0	0	0.00%
	計		1,383	3,993	1,381	3,990	99.92%
明宝	4 給水区	1,561	557	1,563	557	1,563	100.00%
	区域外施設		1	3	0	0	0.00%
	計		558	1,566	557	1,563	99.81%
和良	3 給水区	1,654	700	1,645	700	1,645	100.00%
	区域外地域		4	9	0	0	0.00%
	計		704	1,654	700	1,645	99.46%
合計		40,194	15,393	40,194	15,318	40,044	99.63%

下水道事業は、下水処理施設（特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業等）を供用開始し、それ以外の地区では合併浄化槽の整備を進め、快適で衛生的な生活環境の確保と自然環境の保全に努めてきました。本市における上下水道料金収入は、人口減少や需要者の節水傾向により使用水量が減少する中で、将来的にも増加が見込めない状況にあります。一方、支出面においては、拡張・統合期から維持管理の時代を迎えており、今後の施設の更新や耐震化等に要する経費の増加が予測され、大変厳しい状況にあります。

## 【本市の下水道施設の状況（令和3年度現在）】

地域	施設	行政 区域内 人口	処理区域内		整備人口		整備率
			戸数	人口 a	戸数	人口 b	全体 b/a
八幡	下水道処理区域 (内、個別排水処理)	12,968 (2,546)	5,430 (1,025)	12,968 (2,546)	5,055 (650)	12,220 (1,798)	94.23% (70.62%)
大和	下水道処理区域 (内、個別排水処理)	6,380 (1,264)	2,235 (458)	6,380 (1,264)	2,143 (366)	6,223 (1,107)	97.54% (87.58%)
白鳥	下水道処理区域 (内、個別排水処理)	10,720 (32)	4,008 (16)	10,720 (32)	4,008 (16)	10,720 (32)	100.00% (100.00%)
高鷲	下水道処理区域 (内、個別排水処理)	3,016 (295)	1,111 (135)	3,016 (295)	1,060 (84)	3,012 (291)	99.87% (98.64%)
美並	下水道処理区域 (内、個別排水処理)	3,895 (59)	1,348 (24)	3,895 (59)	1,341 (17)	3,880 (44)	99.61% (74.58%)
明宝	下水道処理区域 (内、個別排水処理)	1,561 (997)	557 (354)	1,561 (997)	475 (272)	1,489 (925)	95.39% (92.78%)
和良	下水道処理区域 (内、個別排水処理)	1,654 (53)	704 (25)	1,654 (53)	703 (25)	1,654 (53)	100.00% (100.00%)
合計 (内、個別排水処理)		40,194 (5,246)	15,393 (2,037)	40,194 (5,246)	14,786 (1,430)	39,198 (4,250)	97.52% (81.01%)

## &lt;その対策&gt;

水道施設では、老朽化した配水管について災害に強く安定的な給水を確保するため、更新計画で優先度の高い箇所から施設及び管路の更新・耐震化を進めていきます。

下水処理施設では、特定環境保全公共下水道、農業集落排水地区における一層の加入促進と、それ以外の地区では、合併浄化槽の整備を促進します。また、老朽化している施設の機械設備の改修を進めるとともに、郡上市污水处理施設整備構想に基づき、下水処理区の統廃合による事業のスリム化や、施設の適正な維持管理と経営の健全化・安定化に努めます。

上下水道は、市民生活に欠かせない重要インフラであることから、災害等の対応など緊急時の管理体制の強化を図りつつ、安定した経営を目指します。

## (2) 廃棄物処理・環境保全

## &lt;現況と問題点&gt;

地域から排出されるごみやし尿等の処理については、郡上クリーンセンター、郡上北部クリーンセンター並びに郡上環境衛生センター等で行われています。近年、生活水準の向上や生活様式の変化により、ごみの量やその種類が増加しつつあります。リサイクルできる資源ごみについては、通常の回収のほか、各地域に設けたエコプラザへの持ち込みによる分別回収を行っています。今後、ごみの減量化・再資源化運動を展開し、循環型の処理を進める必要があります。また、環境保全としては、ごみのポイ捨て・不法投棄、屋外焼却等の防止が課題となっています。

## &lt;その対策&gt;

旧不燃物処理施設の取り壊しや廃棄物処理施設、最終処分場等の計画的な施設整備を進めるとともに、ダンポールコンポストによる生ごみの堆肥化や、分別の徹底によるリサイクルを促進し、燃えるごみの減量を目指します。また、環境保全対策としては、各自治会・各機関との協力体制を整え、不法投棄パトロールの強化や屋外焼却の防止について住民意識の高揚に努めます。

### (3) 火葬場（斎苑）

#### <現況と問題点>

本市の環境衛生の向上及びその他公共の福祉向上を図る施設として、火葬場（斎苑）を設置しています。八幡地域に南部地域（八幡、美並、明宝、和良）を対象とした南部斎苑、白鳥地域に北部地域（大和、白鳥、高鷲）を対象とした北部斎苑を設置し、これに加えて大和斎場、高鷲斎場の4か所を運営しています。火葬業務は、法令に基づき地方自治体が行うこととされており、機能の継続が必要となります。人口の減少に伴い、市域内に4施設あることは過大な施設数であり、施設の維持管理に係る費用の増大につながっているものと考えられます。火葬場施設の適正な配置及び管理が必要となります。

#### <その対策>

平成26年度に策定した「郡上市火葬場整備基本計画」に基づき、使用状況を見極めながら、将来的、段階的に南部斎苑及び北部斎苑の2施設に集約します。今後2施設については、火葬炉等の機械整備の定期的な補修を行うとともに、予防保全を含めた計画的な改修により長寿命化を図る必要があります。特に南部斎苑は平成19年の建設から16年が経過しており、老朽化した施設の長寿命化を図るため、必要な修繕を計画的に実施します。

### (4) 消防・救急・防災

#### <現況と問題点>

本市の常備消防は、八幡地域に全市的な指令機能と主に市域の南部を管轄する郡上市消防本部・郡上中消防署を、白鳥地域に主に市域の北部を管轄する郡上北消防署を配置しています。また、美並地域に郡上中消防署南出張所を、和良地域には和良庁舎に併設する郡上中消防署東詰所を配置し、市域南部の消防防災機能を補完しています。消防署は、火災の予防、警戒、鎮火、その他の災害の防除及び災害による被害の軽減の活動を第一線に立つて行う機関で、365日、24時間、職員が常時勤務し、常に災害対応等に備えており、適切な環境整備が必要です。特に、近年、女性消防吏員の活躍推進が一層求められていることや、新型コロナウイルス感染症への対応など社会情勢の変化を踏まえ、仮眠室の改善等が必要となっています。また、常備消防として国が定める消防力整備指針に照らし、必要な資器材の整備や人材の育成について計画的に進める必要があります。

広大な面積を有する本市では、火災時の初期消火や災害時の人命救助などについては、地域に精通し、素早い初動体制がとれる消防団の活動が地域の安心・安全を担っています。しかし、人口減少や消防団活動の負担により新入団員の確保が困難となっており、消防団の組織再編や活動の見直しが課題となっています。

#### 【郡上市常備消防概要（令和3年度現在）】

施設名	地域	機械器具配備	職員数
消防本部・郡上中消防署	八幡	水槽付消防ポンプ自動車1台 高規格救急車1台 他12台	41人 (3人)
郡上中消防署南出張所	美並	水槽付消防ポンプ自動車1台 高規格救急車1台 他1台	10人
郡上中消防署東詰所	和良	化学消防自動車1台 高規格救急車1台	9人
郡上北消防署	白鳥	水槽付消防ポンプ自動車1台 高規格救急車1台 他5台	23人

※（ ）は再任用職員数

【郡上市消防団の概要（令和3年度現在）】

方面隊	本部	分団	部	機械器具配備	消防団員数	災害等支援 団員数
八幡	1	5	13	ポンプ車 6 台 積載車 23 台	405 人	53 人
大和	1	3	17	ポンプ車 3 台 積載車 14 台	295 人	4 人
白鳥	1	5	19	ポンプ車 5 台 積載車 17 台	351 人	12 人
高鷲	1	4	8	ポンプ車 1 台 積載車 8 台	192 人	14 人
美並	1	4	12	ポンプ車 2 台 積載車 10 台	204 人	5 人
明宝	1	4	7	ポンプ車 2 台 積載車 5 台	163 人	26 人
和良	1	3	9	積載車 9 台	85 人	25 人
合計	7	28	85	ポンプ車 19 台 積載車 86 台	1,695 人	139 人

### <その対策>

近年、全国各地で地震や豪雨による災害が多発し、大きな被害をもたらしています。そのような災害に即応できるよう、常備消防については、救助隊員・救急隊員の適正配備に努めるとともに、消防車両、資器材等の充実を図ります。また、消防施設については、計画的な改修を行い、消防防災機能を維持するとともに、女性消防吏員への対応や24時間体制を維持するための施設の環境整備を進めます。

広大な面積を有する本市では、常備消防のみの対応では限りがあり、消防団の活動が欠かせないことから、消防団員の確保に努めるとともに、地域の現状に即した防災体制を整備し、地域防災力の強化を図るため、随時、地域防災計画を見直しています。このほか、避難所の確保やコロナ禍に対応した避難対策の推進、自主防災組織が主体となった防災訓練や地域防災リーダーとなる防災士の養成・活動支援についても引き続き推進します。消防設備については、老朽化した消防団車両、消防小型動力ポンプ等の設備器具を計画的に更新します。また、水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備を進め、地域消防力の強化に努めます。

## (5) 公営住宅

### <現況と問題点>

本市の公営賃貸住宅は、令和3年4月現在、36団地634戸あり、老朽化による建物の維持修繕が課題となっていることから、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善が必要となっています。また、戸建住宅、長屋住宅、共同住宅と形態も異なっていることや、核家族化などの居住形態の変化や市外からの移住者向けへの対応のほか、地域の住宅ニーズを踏まえ、増加している空き家の状況や民間の賃貸住宅の整備状況も見ながら公営住宅のあり方について検討する必要があります。

### <その対策>

公営賃貸住宅については、老朽化した住宅の長寿命化を図るため、建物診断による必要な修繕を計画的に実施しライフサイクルコストの縮減を図ります。また、ニーズに合わせた住宅の整備については、公共施設等総合管理計画並びに公共施設適正配置計画の方針を踏まえ、住宅困窮者の状況や民間住宅の入居状況のほか、公営住宅と民間住宅の役割を明確にした上で、民間ストックの活用も含めた住宅の確保を検討します。

(6) 災害対策

<現況と問題点>

市内には土砂災害特別警戒区域等が多くあり、豪雨等による急傾斜地の崩壊や落石、土石流や地滑りなどによる土砂災害への対策事業が急がれています。また、点在している対象戸数の少ない危険地区については、市が事業主体となって整備することとなり、市民の生命と財産を守る対策を計画的に進める必要があります。

<その対策>

効果的に急傾斜地の崩壊などの山地災害を防止するため、県が事業主体となる事業に協力するとともに、点在している対象戸数の少ない危険地区については、国や県の地区指定による補助事業制度を活用し、県と市が連携して優先順位を定め、施設の設置のほか、急傾斜地の崩壊などを防ぐ対策工事や老朽化対策工事を進めます。

(7) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	水道施設等耐震化事業 八幡地区管路布設 測量設計(城南)1式 測量設計(東乙原・千虎)1式 配水管布設(東乙原) L=1,970m 配水管布設(千虎) L=1,257m	郡上市	八幡
		水道施設等耐震化事業 大和地区管路布設 配水管布設(徳永) L=2,547m 配水管布設(中万場)L=2,047m 配水管布設(上万場)L=1,055m 配水管布設(古道)L=1,600m	郡上市	大和
		水道施設等耐震化事業 中部地区管路布設 測量設計1式 配水管布設 L=3,115m	郡上市	美並
		水道施設等耐震化事業 畑佐地区管路布設 測量設計1式 配水管布設 L=3,905m	郡上市	明宝
	水道施設等耐震化事業 三庫・沢地区管路布設 配水管布設 L=8,276m	郡上市	和良	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
	上水道	水道施設等耐震化事業 鹿倉・土京地区管路布設 配水管布設 L=6,512m	郡上市	和良	
		水道施設等耐震化事業 中央地区管路布設 測量設計 1 式 配水管布設 L=6,100m	郡上市	和良	
		基幹施設耐震化事業 白鳥浄水場 耐震補強設計 1 式	郡上市	白鳥	
		高度浄水施設整備事業（犬啼水源） 実施設計、造成・導水管布設 ろ過施設設置	郡上市	八幡	
	(2)下水処理施設				
	公共下水道	下水道統合整備事業 中桐地区農集統合 測量設計 1 式 圧送管 L=632.0m 添架管 L=43.0m マンホール 1 箇所 舗装復旧 1 式	郡上市	八幡	
		下水道統合整備事業 白鳥東部地区農集統合 測量設計 1 式 圧送管 L=800.0m マンホール 1 箇所	郡上市	白鳥	
		下水道統合整備事業 赤池地区農集統合 測量設計 1 式 圧送管(添架含む)L=542.0m マンホール 1 箇所 舗装復旧 1 式	郡上市	美並	
		下水道統合整備事業 円山地区集合処理統合 測量設計 1 式 圧送管 L=323.0m マンホール 1 箇所 舗装復旧 1 式	郡上市	美並	
		下水道統合整備事業 くじ本地区農集統合 測量設計 1 式 圧送管 L=70.0m マンホール 1 箇所 舗装復旧 1 式	郡上市	美並	
		下水道統合整備事業 三日市地区農集統合 測量設計 1 式 圧送管 L=470.0m 添架管 L=160.0m マンホール 1 箇所 舗装復旧 1 式	郡上市	美並	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	公共下水道	下水道統合整備事業 相戸地区農集統合 測量設計1式 圧送管(添架含む)L=520.0m マンホールポンプ1箇所 長良川鉄道横断工事委託1式 舗装復旧1式	郡上市	美並
		ストックマネジメント支援事業（終末処理場） 和良中央 計測機器更新1式 水処理・脱水PLC修繕1式 受変電設備修繕1式 八幡都市環境 改築基本設計 大和中央 電気改築調査、PLC更新1式 受変電設備・脱水機PLC更新1式 白鳥長良川 受変電設備更新1式 汚泥脱水機分解修繕1基 ひるがの PLC更新1式 高鷲 電気改築調査 窒素・リン計更新1基 水処理PLC更新1式	郡上市	八幡・大和・白鳥 ・高鷲・和良
		ストックマネジメント支援事業（管路施設） マンホール蓋改築283箇所（和良） マンホール蓋改築92箇所（和良） マンホール本体修繕6箇所（美並） マンホール本体修繕8箇所（八幡）	郡上市	八幡・美並 ・和良
	その他	団体営農集落排水事業 島 測量設計1式 機械・電気設備更新1式 河辺 実施計画策定1式 測量設計1式 機械・電気設備更新1式 明宝 実施計画策定1式 機械・電気設備更新1式 和良 実施計画策定1式	郡上市	大和・明宝・和良
		特定地域生活排水処理 合併浄化槽設置20基	郡上市	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	廃棄物処理施設解体事業	郡上市	八幡
		郡上クリーンセンター大規模修繕事業（施設・設備の維持更新等）	郡上市	八幡
		廃棄物処理施設整備事業（ごみ処理施設等更新）	郡上市	八幡
		ごみ収集車整備事業（ごみ収集車の更新）	郡上市	八幡・白鳥
		し尿処理施設	環境衛生センター大規模修繕事業	郡上市
	(4)火葬場			
		南部斎苑改修事業（空調施設改修）	郡上市	八幡
	(5)消防施設			
		消防車両整備事業（消防車両整備）	郡上市	八幡・白鳥・美並・和良
		消防ポンプ自動車更新4台（大和1台、美並2台、明宝1台）	郡上市	大和・美並・明宝
		消防小型動力ポンプ積載車更新8台（八幡5台、大和1台、白鳥1台、和良1台）	郡上市	八幡・大和・白鳥・和良
		消防小型動力ポンプ更新15台（八幡5台、大和4台、白鳥2台、美並4台）	郡上市	八幡・大和・白鳥・美並
		消防団方面隊指令車更新1台	郡上市	和良
		耐震性貯水槽整備6基（八幡2基、大和1基、白鳥1基、美並1基、明宝1基）	郡上市	八幡・大和・白鳥・美並・明宝
		消防施設整備事業	郡上市	八幡・白鳥・美並・和良
	(6)公営住宅			
		公営住宅等ストック総合改善事業（公営住宅長寿命化改善事業）	郡上市	八幡・白鳥・高鷲
	(8)その他			
		急傾斜地崩壊対策事業 下洲河 擁壁工 L=100m	郡上市	八幡
		急傾斜地崩壊対策事業 中山 擁壁工 L=200m	郡上市	八幡
		急傾斜地崩壊対策事業 神路体育館 擁壁工 L=40m	郡上市	大和
	急傾斜地崩壊対策事業 歩岐 擁壁工 L=200m	郡上市	大和	
	急傾斜地崩壊対策事業 大島公民館 擁壁工 L=100m	郡上市	白鳥	



事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		急傾斜地崩壊対策事業 西母野1 擁壁工 L=150m	郡上市	美並
		急傾斜地崩壊対策事業 腰細1 擁壁工 L=160m	岐阜県	八幡
		急傾斜地崩壊対策事業 中野 擁壁工 L=210m	岐阜県	八幡
		急傾斜地崩壊対策事業 野々倉公民館1 擁壁工 L=90m	岐阜県	八幡
		急傾斜地崩壊対策事業 森2 擁壁工 L=300m	岐阜県	八幡
		急傾斜地崩壊対策事業 大中小学校 擁壁工 L=240m	岐阜県	白鳥
		急傾斜地崩壊対策事業 阿多岐 擁壁工 L=110m	岐阜県	白鳥
		急傾斜地崩壊対策事業 半造3 擁壁工 L=110m	岐阜県	美並
		急傾斜地崩壊対策事業 木尾3 擁壁工 L=120m	岐阜県	美並

（8）公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境に直結するインフラである上下水道施設については、公共施設等総合管理計画において次のとおりの管理方針としています。

【上水道施設（簡易水道含む）】

（公共施設等総合管理計画における管理方針）

- 今後も安全な水道水を安定的に供給する必要があるため、引き続き「郡上市水道事業ビジョン」に基づいた管路の耐震化とともに、計画的な更新と適正な維持管理を行います。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。
- 今後の人口推移や水道施設の利用需要を予測しながら、必要に応じて施設の統廃合を進めます。

【下水道施設】

（公共施設等総合管理計画における管理方針）

- 今後の人口の推移と下水処理施設の処理能力を勘案し、管路のつなぎ換え等により効率的な施設運営を行います。
- 維持管理費及び更新投資の抑制を目的に、農業集落排水事業等の特定環境保全公共下水道事業への統合整備事業を進めます。
- 将来的な負担を平準化するため、施設の更新や維持管理を行う際は、長寿命化部材等の使用や予防保全等、施設の長寿命化対策を講じます。

また、公共施設等総合管理計画では、生活環境の整備に関する公共施設を次のとおり分類し、それぞれ管理方針を定めています。

廃棄物処理・環境衛生に関する施設は、公衆衛生施設に区分し、「市民が衛生的な環境で生活

するための拠点として、需要と供給や維持管理コストを考え、市が適正配置を考える施設分野」として位置付けています。

消防・防災・救急に関する公共施設については、行政施設に区分し、「行政運営や危機管理の拠点として、市が主体で適正な配置を考え設置する施設分野」とし、さらに常備消防や救急については「庁舎等」に、非常備消防である消防団等の拠点となる詰所等は「防災関連施設」として整理しています。

住環境の整備に関しては、公営住宅等施設に区分し、「住宅困窮者や、Uターン・Iターン等による移住促進のための施設として市が適正配置を考え、民間施設の活用も促進する施設分野」としてしています。

これらについて、公共施設等総合管理計画の実施計画である公共施設適正配置計画では、個々の施設の方向性についてより具体的に定めており、その方針を以下に示します。ただし、公営住宅等施設については、個々の施設の方針ではなく、施設を「公営住宅」、「特定公共賃貸住宅」、「市有住宅」の3つに区分し、基本的な考え方を示します。

【公衆衛生施設 -衛生施設-】

(公共施設等総合管理計画における基本方針)

○衛生施設については、当面既存施設を長寿命化し維持しながら、将来的には集約化を図ります。

(公共施設適正配置計画における個々の施設の具体的方針)

郡上環境衛生センター	機能	継続
	施設	検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生の確保の観点から、機能は継続しますが、人口の減少、下水道の普及状況を踏まえ、施設のあり方について検討します。</li> <li>・当面の間、必要に応じて機器設備の更新を図ります。</li> <li>・管理運営については当面現行通りとします。堆肥化した肥料の有料化については、他自治体の動向などを調査し検討します。</li> </ul>		

郡上クリーンセンター	機能	継続
	施設	検討
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の適正な処理を行い、公衆衛生を確保する観点から機能は継続するものの、施設設備の耐用年数や、地元自治会と契約期間を勘案し、今後、施設のあり方を検討します。</li> <li>・運転管理業務に加え、施設管理業務などさらに民間活力の活用を進め、効率化を図ります。</li> </ul>		

【公衆衛生施設 -斎場施設-】

(公共施設等総合管理計画における基本方針)

○斎場施設については、将来的に南北の2箇所を拠点施設として集約します。

(公共施設適正配置計画における個々の施設の具体的方針)

郡上市南部斎苑	機能	継続
	施設	継続
<ul style="list-style-type: none"> <li>・南部地域の拠点施設として、機能及び施設を継続します。</li> <li>・火葬炉等の機械設備の定期的な修繕とともに、施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。</li> <li>・管理運営は当面直営としますが、市民の利便性向上や費用対効果を検証し、指定管理者制度を含む民間活力の活用による管理運営手法を検討します。</li> </ul>		

【行政施設 -庁舎等-】

(公共施設等総合管理計画における基本方針)

○南北の消防防災の拠点である「市消防本部・郡上中消防署」及び「郡上北消防署」は維持します。また、消防設備や資器材の計画的な更新、消防防災活動に従事する職員的能力向上等により、消防力の強化を図ります。

(公共施設適正配置計画における個々の施設の具体的方針)

<b>郡上市消防本部・郡上中消防署</b>	機能	継続
	施設	継続
・消防防災行政の統括と市南部地域の防災拠点として、消防防災機能を継続し、施設は予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		

<b>郡上北消防署</b>	機能	継続
	施設	継続
・市北部地域の防災の拠点として、消防防災機能を継続し、施設は予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		

<b>郡上中消防署南出張所</b>	機能	継続
	施設	継続
・市南部地域の防災機能を補完するため、消防防災機能を継続し、施設は予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		

<b>郡上市役所和良庁舎（郡上中消防署東詰所）</b>	機能	継続
	施設	継続
・施設は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。		

【公営住宅等施設】

(公共施設等総合管理計画における基本方針)

- 入居率から、市営住宅及び市有住宅の需要は大きいと考えられます。従って、既存の住宅については、当面長寿命化を図りながら維持しますが、今後入居者が減少し且つ老朽化した施設は廃止します。
- 老朽化に伴う住宅施設の更新については、民間が行う住宅供給状況や、今後も増加すると考えられる空き家の状況も踏まえながら、民間ストックを活用して必要な戸数を確保していきます。

(公共施設適正配置計画における個々の施設の具体的方針)

<b>公営住宅</b>
公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い市民に低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能を継続します。市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市としての公営住宅の管理戸数を示し、公と民間の役割を明確にした上で、老朽化した住宅は用途廃止の検討を進める一方、今後も継続する住宅は、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。 管理運営については、負担の公平性の観点から、滞納対策の強化に取り組むとともに費用対効果を検証し、民間活力の活用を含めて効率的な手法を検討します。

<b>特定公共賃貸住宅</b>
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者世帯又は若年単身者に対して優良な賃貸住宅を供給するため、特定公共賃貸住宅の機能を継続します。ただし、中堅所得者世帯等を対象としていることに鑑み、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として必要な特定公共賃貸住宅の管理戸数を示し、公と民間の役割を明確にした上で、戸建て等の住宅で可能なものについては譲渡について検討する一方、今後も継続する住宅は、予防保全を含む計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。 管理運営について、負担の公平性の観点から、滞納対策の強化に取り組むとともに費用対効果を検証し、民間活力の活用を含めて効率的な手法を検討します。

**市有住宅**

郡上市市有住宅管理条例に基づき、移住・定住等を促進するとともに、住宅困窮者に対して住宅を提供する市有住宅の機能を継続します。ただし、施設の状態に鑑み、市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、市として政策的に必要な市有住宅のあり方を検討します。

管理運営について、負担の公平性の観点から、滞納対策の強化に取り組むとともに費用対効果を検証し、民間活力の活用を含めて効率的な手法を検討します。